

令和7年11月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 午後2時30分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟1階交流ホール
3. 出席委員 23名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 (欠席)
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 岡 直毅	18番 寺嶋 太寿男
19番 月岡 透	20番 西 美佐	21番 竹内 ゆかり
22番 (欠席)	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 2名(番号は議席番号)

3番 坪田 信次	22番 宮寄 美恵子
----------	------------
5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 中田 誠	次長 森田 康博
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)

主事 大島 優紀

6. 提出議案

議案第43号	農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第45号	農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について
議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第47号	現況証明願について
議案第48号	非農地証明願について
議案第49号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について
議案第50号	坂井市地域計画の変更に係る意見審議について
報告第5号	地目変更届出の報告について
7. 議事録署名人

10番 本田 雄揮	12番 高橋 正晃
-----------	-----------

事務局長	<p>令和7年11月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日、3番坪田委員、22番宮寄委員の2名から欠席の届出が出ております。また、11番高嶋委員より遅参の届出が出ております。したがって、ただいまの出席委員数は22名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。</p>
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に10番本田雄揮委員、12番高橋正晃委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第43号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議長	<p>それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p>
長谷川委員	<p>13番長谷川です。今の法人Aの件なんですけど、元が〇〇ということで、事務局として呼び出してきちんとした対応だけ、本人の対応も今後どうなるか分かりませんが、県も国も良いつて言っても、私たちはBさんと変わった後だから、その前にいらっしゃった人が結構居ると思うので、納得するような、書面でも何でもいいので、そこら辺をきちんとするように指導をよろしく願います。以上です。</p>
議長	<p>前回ここへ本人さん来ていただきまして、説明をしていただきました。それでも皆さん、なんとなくもやもやとしていたことがあったように思いますので、今長谷川委員おっしゃったとおり、県も市も一応許可問題ないでしょうという形を出してくるということなんですけども、そのときに呼び出して、もちろん皆さんから出た意見についても加えて本人さんに伝えて、今後二度とこういうことがないように、もしあった場合にはそれなりの形を出していただくということで、市と県の方ともそんな話で文書を出していきたいということでございます。局長からもそのような追加説明がありましたけれども、そのほかにつきましてはございませんでしょうか。</p>

	ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。議案第43号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第44号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可することに決定いたしました。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第45号は申請のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。議案第45号「農地法第5条の規定による農地転用事業計画の変更申請に対する意見審議について」は、承認することに意見決定いたしました。 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号42番を、16番中垣内委員お願いいたします。
中垣内委員	16番中垣内でございます。整理番号42番の件につきましては、今ほど 現地確認委員および事務局の説明のとおりでございますが、付け足します と、市道との境、東側に市道があります。側溝の敷設、また、先ほどの説 明とも重複しますが、排水等も十分考慮されており、問題はないかと思 いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませ んでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第46号は許可相当 と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請 の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第47号「現況証明願について」を議題といたします。事務局 の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号28番を、4番塚谷委員お願いいたします。
塚谷委員	4番塚谷です。資料11ページを見ていただきますと、Cさんの宅地の中 にDさんの土地3.3平米があるということで、ここに家を建てるとい うことで、地目変更をして所有権移転をしたいというふうに聞いておりま す。よろしくお願ひします。
議 長	続きまして、整理番号29番を、13番長谷川委員お願いいたします。

長谷川委員	13 番長谷川です。この件の場合、これもう大正 5 年ごろに分家した家の人が畑だったところに家を建てて現状になっているので、母屋の方が転用をかけるということで、致し方ないのかなと思いつながら印鑑を押したんです。皆さんのご意見よろしくお願ひいたします。
議 長	続まして、整理番号 30 番を、6 番吉田委員お願ひいたします。
吉田委員	6 番の吉田です。整理番号 30 番ですけど、先ほど現地確認委員の報告のとおり、別に問題はないと思ひますので、審議をよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺ひいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 47 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第 47 号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 48 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。 はじめに、現地確認の報告をお願ひいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続まして、地元委員のご意見をお伺ひいたします。 整理番号 2 番を、4 番塚谷委員お願ひいたします。
塚谷委員	4 番の塚谷です。現地確認委員さんのおっしゃるとおりですので、よろしくお願ひします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺ひいたします。ご意見ございませんでしょうか。
寺嶋委員	18 番寺嶋です。写真を見ているのですが、木はきれいに揃っているし、下草も刈ってあって管理されているように思うのですが、これを非農地化、農地として外したい、現況田んぼなのでそれを外したいのか、何か雑種地にするとか、それか、もう何もできないよと森林化された土地として認めてほしいのか、そこら辺聞きたいのですが。
事務局	こちら課税等が山林原野となっております、現況が山林ということで、山林に変えたいということで今回申請が上がっております。山林に変えた

寺嶋委員	<p>後にどういったことをされるかというところまではちょっと、確認とったんですが、業者の方もあまり、おそらく現況に合わせて整理していく中で見つけたというものなのかなというふうに思われます。</p> <p>丸岡というか、〇〇とか下の方に行くところいったのが今までも何回かあったんですが、山林化というか森林として認めるかどうか、昔、私が行ったときに木の幹が40センチ以上という内規みたいなものがあったような気がしますし、こういった太い杉の木でなくても、三国なんかでも森林化されていて、そこが40センチもないけど森林化されているというのがある、内規みたいなものが何かあるのかなと。例えば木の幹が40センチ以上ですよとか、ここは今34センチとなっているので、どうなんでしょう。</p>
事務局	<p>内規という形で決まっているかはあれなんですけど、昔この非農地証明を作った際には、最初、森林組合の森林の補助金というか、森林組合が管理するための対象森林に入れるためにやるというところが主に、メインとして非農地証明というのができた経緯がありまして、その際に胸のあたり、1.2メートルあたりの高さで、大体20センチ以上ぐらいの木が複数本あるというところが、森林組合の対象になる中で話であるというのは聞いたことがあります。ただ、それを農業委員会の非農地証明の中には内規とかがあるわけではないんですけど、大体そういう20センチ以上程度あれば数十年程度の年数が経過しているということで、森林であろうという証明になるのかなと。森林組合も管理してくれるというふうには聞いております。</p>
議長 事務局	<p>20センチ以上ということですね。 はい。20センチ以上が複数本です。</p>
田中慎委員	<p>14番田中です。これ実際に今、面積の申請が65平米って出てるんですけど、この申請している面積よりも明らかに見た目が違ってても、それはそれで承認しないとあかんのですかね。過少申告という形やね。農業委員会として、その出ている公図で明らかに65平米が妥当であるのならまあ分かるんですけど、明らかに家一軒建てられるぐらいの面積、300平米ぐらいあったと思うんですね。それでもこの65という数字で申請したら、それで承認しないとあかんのかな。そこを教えてほしいんですけど。</p>
事務局	<p>今回の場合ですと、〇〇という場所に対して、公図と登記簿が付いた状態で申請をされているところになるので、この〇〇の65平米について、その場所がどうなのかというところになりますので、最終的に地目の、こちらが農地か農地じゃないかというのがあくまでも坂井市の農業委員会で決定するところ、その後の地目が何になるかというのは法務局が判断するところにはなるんですけど、そこの部分で、法務局も65平米がどこかとどういふふうな判断をするとか、そういった部分にはなるとは思いますが。</p>
田中慎委員	<p>写真が大きかったのですか、撮ったのが。実際は〇〇は65平米しかない</p>

事務局	<p>んですか。</p> <p>そもそもの公図自体がそういうふうになっているみたいなので、そこに対して更正をかけるべきかどうかというところまでを、こちらもなかなか言えないというか、あくまでも申請されたところがこの辺りと、場所も大体この辺りという大まかなもの、県道沿いのあそこにしか杭が無かったと思うので、もうこの辺りというところでしか分からないので、その場所について現状がどうかというところで、課税上は山林原野というところと、現場がこの辺りが木が生えているというところで判断していただくということしか言えないのかなというふうに思います。</p>
議長 事務局 議長	<p>今の図面、左側が県道になるんですか。</p> <p>はい、県道です。</p> <p>県道が絡んでくると、何か過去にもそんなことがちょっとあったように思うんですけど。実際の見え目とは大分違ってるところもあったように思いますが。</p>
事務局	<p>そうですね。県道とかで取るときには、まず県道がこれだけ取りますよというところから始まって、じゃあ残った部分をそのまま。県が当初〇〇という地番で826平米あったんですけど、そちらについて全部一回調べた上でやってくればよかった、そして更正してくればよかったんですけど、更正もせずに500平米とか600平米ほど取って、残り65平米ですみたいな、そういうイメージになっているような状況ですので、本当言うと、ここちゃんとしておいてくださいと言いたいところではあるんですが、所有者的にはよく分からずという部分なのかなと。分筆も平成元年ごろにやっているみたいなので、現所有者の方も平成13年に相続をされているということで、ちょっと分からないような状況なのかなと思いますので、それに対してこちらもなかなか言えないんですけど、このまま証明してくださいとしか言えないかなと思います。</p>
議長 田中慎委員 議長 田中慎委員 議長	<p>県の道路が絡んでくると、過去にも今のような意見が出たんです。</p> <p>65平米の税金しか払わなくてもいいということですね。</p> <p>そういうことになってしまいます。</p> <p>実際はもっと大きいんだよね。</p> <p>それで今現地でもう一回測量し直せっていうと、県が絡んでくるでしょう。道路が絡んでることもあって。それは県が動いてもらわないと地元の人も動けないという形のところに今あるのかなという具合に思います。</p>
田中慎委員	<p>このEさんという人が、今言われているように、個人の財産ですよ。それが過小評価で65平米の登録しかされてないというのは、何かのときに。</p>
議長 事務局	<p>そうですね、もう一回再測量ですよ。そうなると思います。</p> <p>実際、森林以外で何かに使おうと思うと、また何か、測量するなりとかという話は出てくるかもしれないんですけど、現在は山林で使っているだけなので。</p>

田中慎委員	<p>私が言いたいのは、今農業委員会に出てきて、田んぼから非農地にしますよといったときに、公のところは今入ったわけですね。農業委員会というところの審議に入って。現地を見て明らかにこんな土地じゃないなど、面積がとって、いやそれでいいですよという、それでいいんですかということ質問しただけなんです。公の機関です、一旦はね。そこに出てきたことに対して。あまりにも面積小さいけど、それでいいですよ、承認しますよというのが、そういうやり方でいいんですかという質問。</p>
事務局	<p>境界まではこちらもなかなか、よくあるんですけど、その場所について農地か非農地かというのが今回のこの非農地証明のことになるので、もちろん転用とか、そういったものになると面積と違ってかちつとしない、許可を出すんですけど、今回ですとこの〇〇の65平米に対して非農地ですという判断になるので、65平米以上になっていることに対してどうすればいいかとなると、そのときの対応になりますし、それこそもう一回測量し直して面積が増えました、それが400平米、500平米になったからもう一回証明をしてくれれば証明しますし、証明なくてもその場所が非農地であるというのに変わりがないのであれば、そのまま山林というような形で、法務局が最終的な判断でやっていってもらうような形にはなるのかなと思います。なので、あくまでも今回の審議は〇〇のこの場所に対して、大きいかもしれないけど65平米という申請で出てきているので、そこに対してこの場所が農地か非農地かというところを見ていただければと思います。</p>
田中慎委員	<p>わざわざ申請をしているんだから、我々が農業委員会としてチェックした結果、明らかに65平米じゃないねという返しがあってもいいんじゃないんですかと私は思っているんです。わざわざ出してきたんだから。</p>
事務局	<p>そこは現場見に行ったところで、65平米じゃないところがあるので、法務局とかに申請していただくと思うので、それも含めて本人さんに言うように、こちらから言っておこうかなと思いますので、ちょっと面積違っている必要であればまた測り直したりとか、県に話したりとか、してもいいんじゃないでしょうかとは言わせていただこうと思います。</p>
議 長	<p>そうすると、本人さんの気持ちに入ってきてるということだと思います。するかしないかは本人次第ですけども、面積が大きくなるって、これは考え方のとり方ですけど、大きくなってプラスということで頭に出れば申請するかもしれませんし、そんなことしたら税金高くなるんじゃないかということになって、それならそのままにしておこうという場合もあるかもしれませんし。それはどっちでもとれると思います、今回の場合はね。なので、今の事務局からの説明のとおり、これはもう本人さんにお任せするという形が一番いいかなというふうに思います。ほかにご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第48号「非農地証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第49号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第49号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。議案第49号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第50号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<農業振興課説明>
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第50号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	ご異議がないと認めます。議案第50号「坂井市地域計画の変更に係る意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第5号「地目変更届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。
事務局	<事務局報告>
議 長	ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問が無いようですので、報告第5号「地目変更届出の報告について」の報告を終わります。
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後3時33分 議事終了)